

情報ステーション



新春号

2012 JAN by T's office

明けましておめでとうございます。本年もよろしくお願いたします。
平成 24 年（2012 年）が貴社にとりまして素晴らしい年となりますよう職員
一同精一杯応援させていただきます。

顧客第一主義の会計事務所「私たちはあなたの企業の羅針盤です」

消費税増税関連法案について

消費税は平成 26 年 4 月から 8%、27 年 10 月から 10%にしたいと野田総理は言っています。26 年 4 月からとなると 2 年後です。あなたの会社は消費税をきちんともらっていますか？もらえていますか？消費税、込々になっていませんか？消費税、値引き対象になっていませんか？もしそうなら、今のうちに消費税は別表示にしないと大変です。5%が 10%になるわけですから。ご相談は当事務所担当者までお気軽に。

相続税の基礎控除等改正は先送り

現在、相続税の基礎控除は 5000 万円 + 1000 万円 × 法定相続人数となっています。これが縮減されることに 23 年税制改正大綱で盛り込まれましたが、震災の影響もあり見送りとなっていました。24 年分でも結局は議論先送りとなりました。26 年からの消費税増税関連法案には高額所得者の所得税率を 40%から 45%に引き上げることも予定されています。その際に基礎控除大幅削減は実施されるのではないのでしょうか。いずれにしても、24 年は前述の基礎控除となりますのでお間違えのないように。